

災害応急対策活動等に関する工事の基本協定（案）

（目的）

第1条 本協定は、地震、津波、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省松江国道事務所長 藤田 修（以下、「甲」という。）が管理する一般国道9号、54号において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、一般国道〇号沿線に建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社 〇〇建設 代表取締役社長 〇〇 〇〇（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、一般国道〇号のうち〇〇出張所において管理する地区（以下、「実施地区」という。）とする。ただし、不測の事態が生じた場合は実施区域以外での活動を要請する場合もある。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施地区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。

また、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76場の6（以下、「災対法」という。）に基づき、移動命令の伝達、周知のための立て看板の設置、車両等の移動、土地の一時使用・障害物の処分の措置（以下、「車両移動等の措置」という。）も実施するものである。

（建設資機材等の報告）

第4条 乙は、本活動を実施するために必要な建設資機材等の数量を把握し、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。

- 2 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。
- 3 甲は、甲の保有する建設資機材等を、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 甲が所有する建設資機材等を必要に応じて乙に提供するものとする。

（出動の要請）

第6条 甲は、乙に対し、第2条の実施地区で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。

- 2 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、前項ただし書きの報告を受ける者を、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。
- 3 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は被害箇所最寄りの出張所とする。（①松江地区（松江維持出張所）、②出雲地区（出雲維持出張所）、③頓原地区（頓原維持出張所））

（活動の実施）

第7条 乙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

- 2 活動の直接の指示は、松江国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
- 3 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。
- 4 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（以下、「運用の手引き」という。）」により行うものとする。
- 5 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、乙は甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

（説明会）

第8条 乙は、甲が保有する災害対策用機械の操作や運用の手引きに関する説明会等に、甲から参加要請があった場合には、可

能な限り参加するものとする。

(契約の締結)

第9条 甲は、乙に第6条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(維持工事請負業者との協力)

第10条 乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者（以下、「丙」という。）と協力して活動を実施するものとする。

2 甲は、本活動の実施地区を担当する丙の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

(活動の完了)

第11条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第9条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第13条 甲は、第12条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第9条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第15条 本協定の有効期限は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(その他)

第16条 本協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれが各1通を保有するものとする。

令和 4年 月 日

甲 国土交通省中国地方整備局
松江国道事務所長 藤田 修

乙 株式会社 ○○○建設
代表取締役社長 ○○ ○○